

深川市農業委員会総会議事録  
( 第 7 回 )

平成29年10月26日

開 会 9 時 2 7 分

閉 会 1 0 時 0 4 分

深川市農業委員会委員出席者名簿

議席	氏名	出席委員	欠席委員
1	藤原政行	○	
2	山田正信	○	
3	渡辺博徳	○	
4	小倉孝一	○	
5	五十川弘之	○	
6	荒井政明	○	
7	鈴木陽志	○	
8	清水正勝	○	
9	野中和弘	○	
10	金谷道宏	○	
11	青木実	○	
12	山川功	○	
13	星野サチ子	○	
14	清水義博	○	
15	坂谷内智之	○	
16	安村一稔	○	
17	岡田徹	○	
18	伊藤裕美	○	
19	中川幸生	○	
20	赤澤晃光	○	
21	池田斉	○	
22	大川広志	○	
23	塩尻総徳	○	
24	安藤順三	○	
25	野上晃	○	
26	菊入等	○	
27	曾我部透	○	

## 第7回深川市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成29年10月26日(木) 9時27分
- 2 開催場所 市役所大会議室
- 3 出席委員 藤原 政行委員 外26名
- 4 説明員  
(1) 農政課 香川主幹・塚田課長補佐  
(2) 農業委員会 矢櫃局長・宮谷主幹・下村主任・河崎主任・田所主事・大西調査員  
事務局
- 5 書記 大西調査員

矢櫃局長	開会宣言(9時27分) 定刻より少し前ですが全員揃いましたので、ただ今から、平成29年度第7回深川市農業委員会総会を開催いたします。本日、欠席の届出はございません。それでは、会長よりご挨拶をいただきまして総会を始めさせていただきます。
菊入会長	おはようございます。23日に雪も降り、秋から冬へと季節も変わっていくようです。農産物の収穫も後一息で特殊なものを除き終わっているようで、私も昨日ビートの収穫を終わらせました。また、4月の強風でつぶされたハウスも雪が積もる前に建て替えれば良いかなと思っているところです。これからは冬に向けて後片付けや来年に向けての作業に追われていくのかなと思います。農業委員会もこれから農地の移動、賃貸借の再設定などと業務が一層忙しくなっていくと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。 それでは総会に入ります。
菊入会長	日程第1、議事録署名委員を指名します。7番鈴木委員 8番清水正勝委員を指名します。
菊入会長 矢櫃局長	次に、日程第2、諸般報告の(1)農業行政報告を局長よりお願ひします。 この度、深川市経済・地域振興部農政課から、農地中間管理機構と連携した新たな基盤整備事業の概要について資料の提出がありましたので、お手元に配付の資料をもちまして農業行政報告にかえさせていただきます。
菊入会長	暫時休憩します。  (協議会 9時31分から9時45分まで)
菊入会長 菊入会長 矢櫃局長	総会を再開します。 (2)農業委員会業務報告を局長よりお願ひします。 それでは私から、9月27日の総会以降、本日までの主な業務について、ご報告申し上げます。 9月27日、第6回深川市農業委員会総会をこの場で開催しております。 10月に入りまして、ご配布の報告資料のとおり3日から13日におきまして、事務局を対象とした研修会がそれぞれ開催されておりました記載の者が出席しております。21日、深川市と深川市農業対策協議会が主催する秋の味覚市&こめっち新米フェスタが開催されまして、会長が副本部長として、また私と宮谷主幹も出席しております。23日、北海道農業者年金協議会幹事会が札幌市にて開催され私が出席しております。24日、農地特別委員会を開催したところでございます。 以上、農業委員会の主な業務についてご説明申し上げて、業務報告とさせていただきます。

菊入会長	次に、日程第3、委員会報告、農地特別委員会開催結果報告を伊藤委員長より報告願います。
伊藤委員長	～資料に基づき説明～
菊入会長	報告が終わりましたが、質疑はありませんか。 （「なし」という声あり）
菊入会長	それでは質疑なし、ということですので、農地特別委員会開催結果報告を承認します。
菊入会長	日程第4、報告に入ります。
田所主事	初めに、報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明願います。 記載の方々から農地法第18条第6項の規定による通知がありましたので報告いたします。
菊入会長	今月は7件です。番号1番と2番は貸主が売買するための解約、3番は借主の経営合理化のための解約、4番から7番は貸主が貸付地を北海道農業公社に売り渡すことを前提としての解約です。合意解約日と土地の引き渡し時期については、番号1番から3番が29年10月2日で、4番から7番が10月10日です。解約する土地の所在等その他詳細については記載のとおりとなっています。説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが、質疑等はありませんか。 （「なし」という声あり）
菊入会長	それでは質疑等なし、ということですので、報告第1号を承認します。
田所主事	続いて、報告第2号調整委員の指名について、事務局より説明願います。 農用地利用関係調整事務取扱要綱第5条第1号の規定により、記載のとおり調整委員を指名しましたので報告いたします。
菊入会長	今月は8件で、すべて売買に係るあっせん申し出となっており、このうち番号3番から8番が北海道農業公社への売買に係るあっせん申し出です。申出年月日と指名年月日は1番と2番が29年10月2日、3番から8番が10月10日となっています。あっせん申出者、土地の所在等その他詳細については記載のとおりです。説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが、質疑等はありませんか。 （「なし」という声あり）
菊入会長	それでは質疑等なし、ということですので、報告第2号を承認します。
河崎主任	続いて、報告第3号、農業者年金農業者老齢年金裁定請求について、事務局より説明願います。 農業者年金基金法施行規則第14条の規定に基づき、記載の方から農業者老齢年金裁定請求書を受理し、農業者年金基金へ提出しましたので報告します。
菊入会長	今月は2件で、すべて新法分です。受給権者の氏名、生年月日、農業者年金基金への提出年月日、支給年月、年金の加入期間等については記載のとおりです。説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが、質疑等はありませんか。 （「なし」という声あり）
菊入会長	それでは質疑等なし、ということですので、報告第3号を承認します。
河崎主任	続いて、報告第4号、新農業者年金特例付加年金裁定請求について、事務局より説明願います。 農業者年金基金法施行規則第15条の規定に基づき、記載の方から特例付加年金の裁定請求書を受理し、農業者年金基金へ提出しましたので報告いたします。
菊入会長	今月は1件です。受給権者の氏名、生年月日、農業者年金基金への提出年月日、支給年月、農業廃止年月日等については記載のとおりです。説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが、質疑等はありませんか。

菊入会長	(「なし」という声あり) それでは質疑等なし、ということですので、報告第4号を承認します。
大西調査員	続いて、報告第5号、現況証明書の交付について、事務局より説明願います。 記載の方より現況証明書の交付願いがあり、確認のうえ交付しましたので報告いたします。 今月は3件で、土地の所在、申請者等は記載のとおりで、証明を必要とする理由は地目変更のためです。番号1番から3番まで、いずれも農地法第4条又は第5条の許可を受けており、それぞれ目的とする事業が完了していることから、農業委員会内規2の(1)のア法4条・法5条の許可があり、転用目的等が完了している場合に基づき、会長専決により、番号1番は宅地及び雑種地として、番号2番は宅地として、番号3番は山林として、それぞれ交付しています。説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが、質疑等はありませんか。
菊入会長	(「なし」という声あり) それでは質疑等なし、ということですので、報告第5号を承認します。
菊入会長	次に、日程第5、議案に入ります。
下村主任	はじめに、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。 事務局より説明願います。 記載の方より農地法第3条の規定による農地の権利移転に係る許可申請書の提出がありましたので、許可の適否について審議をお願いします。 今月は2件で、申請地及び申請人氏名、理由、譲受人経営概況等については記載のとおりです。番号1番は、出し手が所有する河川用地の内、改修工事により不要になった土地が農地として利用されていることが判明したため、近隣を耕作する受け手に対し売買するものです。番号2番は、合意解約により返還された農地を、経営拡大を図る受け手に売買するものです。 以上の申請につきまして地元の委員さんの意見をお伺いしていますが、周辺の農地への影響はないと報告いただいております、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしています。説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりました。質疑を受けます。
菊入会長	(「なし」という声あり) ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
菊入会長	(「異議なし」という声あり) それでは異議なし、ということで、議案第1号は原案のとおり決定します。 続いて、議案第2号、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入協議の要請について、事務局より説明願います。
河崎主任	農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定により所有権移転に係るあっせん申し出があったもののうち、同法第16条第1項による買入協議が必要と認められたものにつき、深川市長に要請するため、審議をお願いします。 今月は6件で、買入協議が必要な理由は、買入希望者が資金調達等の理由により速やかな買入れが不可能なためです。この6件につきましては、来月の農業委員会総会におきまして北海道農業公社が買入れる予定となっております。買入協議に係る農用地、あっせん申出者の氏名、申出年月日等については記載のとおりとなっております。説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりました。質疑を受けます。
菊入会長	(「なし」という声あり) ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
菊入会長	(「異議なし」という声あり) それでは異議なし、ということで、議案第2号は原案のとおり決定します。

田所主事	<p>続いて、議案第3号、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画作成の要請について、を議題とします。事務局より説明願います。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、記載の方々に係る農用地利用集積計画の作成を深川市に要請するため、審議をお願いします。</p> <p>今月は8件で、番号1番から5番が売買、6番から8番が賃貸の案件です。番号1番と2番は合意解約により返還された農地を、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は共に自己資金及びJA資金です。3番は貸付地をそのまま受け手に売買するもので資金対応はJA資金です。4番は出し手の労働力不足等により経営を縮小するため売買するもので資金対応はL資金です。5番は農地売買等支援事業の早期売渡して受け手は借入地取得により経営安定を図るもので資金対応はL資金です。6番から8番は、すべて受け手が農地売買事業の一時貸付を受け経営拡大を図るもので、期間はすべて5年間です。</p> <p>以上、利用権を設定する農用地及び内容等その他詳細につきましては記載のとおりとなっており、これらの内容はすべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしています。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、ここで本議案中の番号6番で藤原委員、番号8番で渡辺委員の議事参与を制限します。それでは質疑を受けます。</p>
菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p> <p>ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
菊入会長	<p>(「異議なし」という声あり)</p> <p>それでは異議なし、ということで、議案第3号は原案のとおり決定します。</p>
宮谷主幹	<p>続いて、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明願います。</p>
宮谷主幹	<p>記載の方より農地法第5条の規定による農地転用のための権利移転等の申請書提出がありましたので、意見を添え送付のため審議をお願いします。</p>
宮谷主幹	<p>今月は1件で、許可申請地、転用目的等は記載のとおりです。番号1番は、譲受人が車両置場を造成するもので、譲渡人がこれに賛同したもので、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた地域であり、運用通知第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)により、3種農地に該当し、許可相当と認められるものです。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりました。質疑を受けます。</p>
菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p> <p>ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
菊入会長	<p>(「異議なし」という声あり)</p> <p>それでは異議なし、ということで、議案第4号は原案のとおり決定します。</p>
菊入会長	<p>続いて、議案第5号、現況証明書の交付について、を議題とします。事務局より説明願います。</p>
大西調査員	<p>記載の方より現況証明書の交付願いがありましたので、適否について審議をお願いします。土地の所在・公簿地目等は記載のとおりです。</p>
大西調査員	<p>今月は4件で、いずれも地目変更をしようとするもので、10月19日に渡辺委員、清水正勝委員、金谷委員の3名で現地調査をしたところです。番号1番は、年月日不詳より不耕作となって現在に至っており、申出のとおり非農地で、地目は山林との意見をいただいています。番号2番は、一部は農地法第4条の規定による植林転用の許可を受けていますが、一部は年月日不詳より不耕作となって現在に至っており、いずれも申出のとおり非農地で、地目は山林との意見をいただいています。番号3番は、年月日不詳より不耕作となって現在に至っており、申出のとおり非農地で、地目は雑種</p>

菊入会長	地との意見をいただいています。番号4番は、年月日不詳より建物が建設されて現在に至っており、申出のとおり非農地で地目は宅地との意見をいただいています。説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりました。質疑を受けます。 （「なし」という声あり）
菊入会長	ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （「異議なし」という声あり）
菊入会長	それでは異議なし、ということで、議案第5号は原案のとおり決定します。 以上で議事はすべて終わりましたので、深川市農業委員会総会を終了します。  （総会終了 10時4分）